

# 《利用料金表》

令和6年4月改正

## ☆通所型サービス(日常生活総合事業)

(月単位)

区分	事業対象者・要支援1(月4回超える)	事業対象者・要支援2(月8回超える)
基本料金部分	1655	3393

(1回につき)

区分	事業対象者・要支援1(月4回まで)	事業対象者・要支援2(月8回まで)
基本料金部分	380	391

(月単位)

区分		事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
加 算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88	176
	科学的介護推進体制加算	40	40
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200

### ●介護職員処遇改善加算(介護・予防共通)

別途合計に5.9%相当の介護職員処遇改善加算Ⅰが加わります。

### ●介護職員特定処遇改善加算(介護・予防共通)

別途合計に1.2%相当の介護職員特定処遇改善加算Ⅰが加わります。

### ●介護職員等ベースアップ等支援加算(介護・予防共通)

別途合計に1.1%相当の加算が加わります。

※令和6年6月1日より上記、介護職員の加算が介護職員等処遇改善加算と名称が一本化となり9.2%の加算となります。

\* 鈴鹿市は地区区分が(6級地)である為、上記表の単位数に10.27円を乗じた金額の介護保険負担割合証に記載してある負担割合が自己負担となります。

## ☆介護保険対象外サービス

食費(おやつ代含)の合計	740円
--------------	------

オ ム ツ	テープタイプ	M 80円	L 90円
	パンツタイプ	M 100円	L 110円 LL 120円
	パット	小 30円	大 40円

趣味活動費	必要時に実費
-------	--------

日用消耗品・教養娯楽費	1/日 60円
-------------	---------

時間外料金	事業対象者・要支援1	要支援2
15分につき	320円	320円

\* 8時15分～17時15分以外の時間にご利用する場合は対象です。